

## コミュニティセンター 公民館

仮予約が 8月1日(火)～  
インターネットから  
可能に！

### ●対象施設

施設名	問い合わせ
森岡コミュニティセンター	☎83-3005
緒川コミュニティセンター	☎83-3006
卯ノ里コミュニティセンター	☎34-4822
石浜コミュニティセンター	☎83-3007
生路コミュニティセンター	☎83-3008
藤江公民館	藤江コミュニティセンター ☎83-7950

### ●仮予約可能期間

利用日2か月前の月の8日から  
利用日の7日前まで

### ●仮予約方法

あいち共同利用型施設  
予約システムへ  
※システムの操作方



法は、予約システム内のご  
利用ガイドを確認してください。

### ●仮予約後の手続き

利用日の7日前までに利用申請  
と使用料を仮予約した施設へ  
※藤江公民館は藤江コミュニ  
ティセンターへ

### ●注意

- ・仮予約後、利用日の7日前を  
過ぎると変更・取消しは不可
- ・仮予約を取消ししていない場  
合、施設を利用しなくても、利  
用申請と使用料の納付が必要

### ●問い合わせ

各地区コミュニティセンターへ

7月1日から

## 電動キックボードなど

### 特定小型原動機付自転車の

## 新たなルールがスタート！

7月1日から適用される改正道路交通法では、条件を満たした電動キックボードなどが「特定小型原動機付自転車」という新たな区分に分類されます。

### そもそも…特定小型原動機付自転車って？

**定義：**原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、次の要件に該当すること。

●**車体の大きさ** 車体が長さ1.9m以下、幅0.6m以下

●**車体の構造**

- ・時速20m/hを超えて加速できない構造であること
- ・原動機の定格出力が0.60kw以下
- ・オートマチック・トランスミッション(AT)であること
- ・最高速度表示灯(灯火が緑色で点灯または点滅するもの)が備えられていること など

### 変わります！その① 新たな交通ルールが適用！

運転者が守るべき交通ルールを正しく理解・遵守しましょう。

●**特定小型原動機付自転車の主な交通ルール**

- ・16歳未満の者の運転の禁止
- ・車道通行が原則
- ・飲酒運転の禁止
- ・乗車用ヘルメットの着用(努力義務)
- ・自賠責保険(共済)への加入は義務 など



●**問い合わせ** 住民自治課 内線295

### 変わります！その② 特定小型原動機付自転車 ナンバープレートの交付を開始！

特定小型原動機付自転車を取得した場合は、役場税務課へ申告してください。また、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

●**ナンバープレート申請方法(新規で取得した場合)**

- ・販売証明書または譲渡証明書
- ・車両名、車台番号、型式、定格出力、長さ、幅、最高速度などがわかる書類
- ・本人確認書類

●**年税額(1台)** 2,000円

●**その他** すでにお持ちの方は引き続き、一般原動機付自転車用ナンバープレートを使用することも可能

●**問い合わせ** 税務課 内線113

